

第百四十二回国参議院經濟・産業委員会會議録第五号

平成十年三月三十一日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月二十日

辞任

鈴木 政二君

田村 公平君

山本 保君

三月二十七日

辞任

前川 忠夫君

三月三十日

辞任

北澤 俊美君

北澤 俊美君

吉村剛太郎君

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

國務大臣

通商産業大臣

堀内 光雄君

政府委員

中小企業庁長官

林 康夫君

部長

中小企業庁計画

中澤 佐市君

事務局側

常任委員会専門

員

塩入 武三君

堀内 光雄君

林 康夫君

中澤 佐市君

塩入 武三君

堀内 光雄君

林 康夫君

中澤 佐市君

塩入 武三君

堀内 光雄君

林 康夫君

中澤 佐市君

塩入 武三君

堀内 光雄君

林 康夫君

中澤 佐市君

塩入 武三君

堀内 光雄君

林 康夫君

中澤 佐市君

塩入 武三君

椎名 素夫君

堀内 光雄君

林 康夫君

中澤 佐市君

塩入 武三君

堀内 光雄君

林 康夫君

中澤 佐市君

塩入 武三君

堀内 光雄君

林 康夫君

中澤 佐市君

塩入 武三君

堀内 光雄君

林 康夫君

中澤 佐市君

塩入 武三君

堀内 光雄君

林 康夫君

中澤 佐市君

塩入 武三君

堀内 光雄君

林 康夫君

中澤 佐市君

塩入 武三君

堀内 光雄君

林 康夫君

中澤 佐市君

塩入 武三君

堀内 光雄君

林 康夫君

中澤 佐市君

塩入 武三君

活動が深刻な打撃を受けております。

この状況を打開するためには、ベンチャーキャピタルによる投資活動を活性化し、株式未公開の中小企業等に対して物的担保の不要な資金が円滑に供給されるようにするための制度的整備を図ることが喫緊の課題であります。

以上のような認識のもと、ベンチャーキャピタルが資金を多数の投資家から集める仕組みとして利用されている民法上の組合についてさまざまな制度的制約が指摘されていることを踏まえ、中小企業等に対する投資事業に適した新たな組合契約の制度を確立するため、本法律案を提案した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、本法律案に基づく組合は、中小企業等に対する株式等投資、経営指導等の事業を行うものであることとしております。

第二に、組合は、業務を執行する無限責任組合員と、出資した金額の範囲内で責任を負う有限責任組合員とで構成されることとしております。

第三に、組合契約の第三者に対する公示のため、登記制度等を設けることとしております。

第四に、組合員による組合の財務及び業務に関する正確な情報の入手を確保するため、無限責任組合員に財務諸表及び業務報告書の作成及びこれらの書類に関する公認会計士及び監査法人の意見書の添付等を義務づけることとしてしております。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(吉村剛太郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(吉村剛太郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(吉村剛太郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(吉村剛太郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(吉村剛太郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(吉村剛太郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(吉村剛太郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(吉村剛太郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(吉村剛太郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(吉村剛太郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(吉村剛太郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(吉村剛太郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(吉村剛太郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(吉村剛太郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(吉村剛太郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(吉村剛太郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(吉村剛太郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(吉村剛太郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(吉村剛太郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(吉村剛太郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(吉村剛太郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(吉村剛太郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(吉村剛太郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日行うこととし、これにて散会いたします。

午前十時三十分散会

三月十九日日本委員会に左の案件が付託された。

一、日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案

団体の議会の議員を「政府」に改め、「長若しくは常勤の」を削り、「職員」の下に「教育公務員で政令で定めるもの及び非常勤の者を除く。」を加える。

第十三条第一項中、「副理事長を削り、同条第二項中「理事」を「副理事長又は理事」に改める。

第十四条第一項中、「副理事長を削り、同条第二項中「理事」を「副理事長若しくは理事」に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。
(職員の任命)
第十七条の二 振興会の職員は、理事長が任命する。

第十八条第四項中「十五人」を「二十五人」に改め、同条第五項中「貿易」を「振興会の業務の適正な運営に必要な」に改める。

第十九条中「その」を「第二十一条第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項第十一号に掲げる業務(同項第一号から第六号までに掲げる業務に附帯するものに限る。及び同項第十二号に掲げる業務(我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施する目的を達成するため必要なものに限る。))に改める。

第二十一条第一項第二号中「我が国を我が国」に改め、同項第四号中「頒布」の下に「その他の貿易に関する広報」を加え、同項第八号を第十二号とし、第七号を第十一号とし、第六号の次に次の四号を加える。

七 アジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関する資料を収集すること。

八 アジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関し、文献その他の資料により調査研究を行い、又は現地調査を行うこと。

九 前二号に掲げる業務に係る成果を定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応

じて、提供すること。

十 前二号に掲げる業務に係る施設をアジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関する調査研究を行う者の共用に供すること。

第二十一条第二項中「前項第八号」を「前項第十二号」に改める。

第二十八条第三号中「銀行」の下に「その他通商産業大臣の指定する金融機関」を加える。

第三十四条第三号中「第二十八条第一号」の下に「又は第三号」を加える。

第三十五条中「三万円」を「三十万円」に改める。

第三十六条中「五万円」を「三十万円」に改める。
第三十七条中「三万円」を「二十万円」に改める。
第三十八条中「一万円」を「十万円」に改める。
(通商産業省設置法の一部改正)
第二条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。
目次中「鉱山保安監督局」を削る。
第四条中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。
二十 日本貿易振興会に関すること。

「第二款 鉱山保安監督局、鉱山保安監督部等」を「第二款 鉱山保安監督部等」に改める。
第十四条の見出しを「(鉱山保安監督部等)」に改め、同条第一項中「鉱山保安監督局及び」を削り、同条第三項中「鉱山保安監督局」を削る。
第十五条第一項中「鉱山保安監督局及び」を削り、同条第三項中「鉱山保安監督局」を削る。
第十六条の見出しを「(支部等)」に改め、同条中「局務の一部を分掌させるため、所要の地に鉱山保安監督署を」を削り、「支部」の下に「及び鉱山保安監督署」を加える。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十年七月一日から施行

する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(持分の払戻し)
第二条 アジア経済研究所(以下「研究所」という。は、アジア経済研究所法(昭和三十五年法律第五十一号)第五条第一項の規定にかかわらず、研究所の解散の日以前までに、研究所に出資した政府以外の者に対し、当該持分に係る出資額に相当する金額により持分の払戻しをするものとする。この場合において、研究所は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(研究所の解散等)
第三条 研究所は、この法律の施行の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において日本貿易振興会(以下「振興会」という。)が承継する。

2 研究所の平成九年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。
3 研究所の平成十年四月一日に始まる事業年度は、研究所の解散の日の前日に終わるものとする。

4 研究所の平成十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して三月を経過する日とする。

5 第一項の規定により振興会が研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における研究所に対する政府の出資金に相当する金額は、その承継に際し政府から振興会に出資されたものとする。この場合において、振興会は、その額により資本金を増加するものとする。
6 研究所の解散については、アジア経済研究所法第三十七条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。
7 第一項の規定により研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

8 第一項の規定により振興会が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

9 第一項の規定により振興会が権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、地方税法(昭和二十五年法律第三十二号)第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において研究所が当該土地の取得をした日以後十年を経過したものについては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

(振興会の副理事長の任命に関する経過措置)
第四条 この法律の施行の際現に振興会の副理事長である者は、その際第一条の規定による改正後の日本貿易振興会法第十条第二項の規定により副理事長として任命されたものとみなす。

(振興会の役員に関する経過措置)
第五条 前条の規定により任命されたものとみなされる副理事長の任期は、第一条の規定による改正後の日本貿易振興会法第十一条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の際におけるその者の副理事長としての残任期間と同一の間とする。

2 この法律の施行の際現に振興会の理事である者の任期については、なお従前の例による。
(アジア経済研究所法の廃止)
第六条 アジア経済研究所法は、廃止する。

(アジア経済研究所法の廃止に伴う経過措置)
第七条 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前のアジア経済研究所法(第十三条及び第十九条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、第一条の規定による改正後の日本貿易振興会法の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。
(罰則に関する経過措置)
第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(所得税法の一部改正)

第九条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表アジア経済研究所の項を削る。

(法人税法の一部改正)

第十条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表アジア経済研究所の項を削る。

(消費税法の一部改正)

第十一条 消費税法(昭和六十二年法律第八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表アジア経済研究所の項を削る。

(地方税法の一部改正)

第十二条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中、「アジア経済研究所」を削る。

(鉱山保安法の一部改正)

第十三条 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「鉱山保安監督局長又はを削り、但しを「ただし」に改め、同条第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に改め、「鉱山保安監督局長又はを削り、同条第三項及び第四項中「鉱山保安監督局長又はを削る。」

第九条並びに第十条第三項及び第四項中「鉱山保安監督局長又はを削る。」

第十一条中「基く」を「基づく」に改め、「鉱山保安監督局長又はを削る。」

第十二条の二第四項、第十三条第一項及び第十六条第一項中「鉱山保安監督局長又はを削る。」

第十九条第二項中「鉱山保安監督局長若しくはを削る。」

第二十二条中「鉱山保安監督局長又はを削る。」

第二十三条第一項中「掘さく」を「掘さく」に改め、「鉱山保安監督局長又はを削り、同条第二項中「鉱山保安監督局長又はを削る。」

第二十三条の二及び第二十四条の二中「鉱山保安監督局長又はを削る。」

第二十五条第一項中「鉱山保安監督局長又はを削り、「取扱を「取扱」に、「基く」を「基づく」に改める。」

第二十五条の二第二項、第二十五条の三及び第二十六条第一項中「鉱山保安監督局長又はを削る。」

第二十七条第一項及び第二十八条中「鉱山保安監督局長若しくはを削る。」

第二十九条中「且つ」を「かつ」に改め、「鉱山保安監督局長又はを削る。」

第三十一条の二第一項中「鉱山保安監督局長又はを削り、同条第三項中「鉱山保安監督局長又はを削り、「呈示」を「提示」に改める。」

第三十一条の三第三号及び第四号中「鉱山保安監督局長又はを削る。」

第三十二条及び第三十四条中「並びに鉱山保安監督局長又はを削る。」

第三十六条第一項中「取扱」を「取扱」に、「基く」を「基づく」に、「且つ」を「かつ」に改め、「鉱山保安監督局長又はを削り、同条第二項から第四項までの規定中「鉱山保安監督局長又はを削る。」

第三十八条の見出しを「(鉱山保安監督部長等に対する申告)」に改め、同条第一項中「基く」を「基づく」に、「且つ」を「かつ」に改め、「鉱山保安監督局長若しくはを削る。」

第四十五条中「鉱山保安監督局長及びを削る。」

第四十六条第二項中「鉱山保安監督局長又はを削り、「附さなければを付さなければ」に改め、同条第三項中「鉱山保安監督局長若しくはを削り、「且つ」を「かつ」に改める。」

第四十八条第一項中「各々」を「各々」に改め、「鉱山保安監督局長又はを削る。」

(鉱業法の一部改正)

第十四条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第六十三条第三項及び第百零五項中「鉱山保安監督局長又はを削る。」

(石炭鉱業構造調整臨時措置法の一部改正)

第十五条 石炭鉱業構造調整臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第一項ただし書中「鉱山保安監督局長又はを削り、「基いてを「基づいて」に改め、同条第二項第二号中「鉱山保安監督局長又はを削る。」

(じん肺法の一部改正)

第十六条 じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「並びに鉱山保安監督局長又はを削る。」

(金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部改正)

第十七条 金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和四十八年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第三項から第六項まで、第七條第一項及び第四項、第十二條第一項及び第二項、第十四條第三項並びに第三十三條第一項中「鉱山保安監督局長又はを削る。」

第三十六条第一項中「鉱山保安監督局長若しくはを削る。」

第三十七条第一項及び第三十九條中「鉱山保安監督局長又はを削る。」

(深海底鉱業暫定措置法の一部改正)

第十八条 深海底鉱業暫定措置法(昭和五十七年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第三十九條中、「第二十二條第一項、」「鉱山保安監督局長又はは鉱山保安監督部長」とあるのは「通商産業大臣」と及び「鉱山保安監督局長若しくはを削り、「深海底鉱区外」との下に「同法第八條、第九條、第十條第三項及び第四項、第十一條、第十二條の二第四項、第十三

条第一項、第十六條第一項、第二十二條第二項、第二十三條の二、第二十四條の二第一項、第二十五條第一項、第二十五條の二第一項、第二十五條の三、第二十六條第一項、第二十九條、第三十一條の三第三号及び第四号、第三十六條並びに第四十六條第二項中「鉱山保安監督部長」とあるのは「通商産業大臣」とを加える。

三月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、出版物再販制の廃止反対に関する請願(第七三五号)(第八〇九号)

一、技術的不況対策に関する請願(第八一五号)

一、レコード・音楽用CD等の再販制度維持に関する請願(第八一三三号)

一、出版物再販制の廃止反対に関する請願(第八二四号)(第八二六号)

第七三五号 平成十年三月九日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 和歌山県田辺市南新町二一九多

屋睦男 外九名

紹介議員 前田 勲男君

この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。

第八〇九号 平成十年三月十一日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 沖縄県那覇市首里金城町一ノ五

山田親夫 外十九名

紹介議員 照屋 寛徳君

この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。

第八一五号 平成十年三月十一日受理

技術的不況対策に関する請願

請願者 新潟市寄居町七〇四ノ二 相川平

松

紹介議員 吉川 芳男君

我が国経済はバブル崩壊以来景気の低迷が続いており、二月に発表された経済企画庁の月例経済

報告では、家計や企業の景況感の厳しさが個人消費や設備投資に影響して景気が停滞しているとの判断が示された。国は、景気対策として公共事業の前倒しや二兆円の特別減税などを盛り込んだ補正予算を成立させるなど各種対策を講じてきたが、景気回復への効果は現れていない。

ついては、内需拡大のための抜本的な景気浮揚対策などを一日も早く実現させたい。なお、平成十年度予算が暫定予算となった場合においても景気浮揚対策、社会保障などの予算執行に万全の措置を講ぜられた。

第八二三号 平成十年三月十二日受理

レコード・音楽用CD等の再販制度維持に関する請願

請願者 東京都中央区銀座三ノ五ノ四 中村清郎 外五千名

紹介議員 小野 清子君

レコード、音楽テープ、音楽用CD(以下、レコードという。)の再販制度は、昭和二十八年以来有効に機能し、音楽文化を支えてきた。行政改革委員会と公正取引委員会の報告書では「競争政策上の観点からは、著作物再販を適用除外として認める理由は乏しいが、文化・公共的な配慮が必要である」との見解が示されている。レコードの再販制度が廃止されると、文化的価値はあっても売りにくい、少量しか売れないレコードは市場から消えざるを得なくなり、作家や実演家の活躍の場も狭められ、新人作家やアーティストの育成もより困難となる。愛好家にとっては音楽の「選択の幅」が縮小し音楽文化は彩りを失い、衰退することになる。また、今日全国どこでもレコードを通してひとしく音楽文化を楽しむことができるが、大都市圏から離れた地方に住む愛好家は価格やサービス面で不利となり文化の地域格差が助長され、「音楽文化振興法」(音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律)の趣旨がいかにされないということにもなりかねない。再販制度の見直しに当たっては、単に競争原理の観点からで

はなく、文化政策の重要性を考慮するよう求める。については、次の事項について実現を図られた

一、独占禁止法第二十四条の二第四項で認められているレコードの再販制度を廃止しないこと。

第八二四号 平成十年三月十二日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 東京都大田区山王二ノ三ノ八 原田秀三輔 外十名

紹介議員 小野 清子君

この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。

第八二六号 平成十年三月十二日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 京都市山科区御陵中内町三八ノ一 六 片山修己 外十名

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。

三月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律案

中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律案

中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 組合員の権利及び義務(第六条―第十五条)

第三章 組合員の脱退(第十六条―第十八条)

第四章 組合の解散及び清算(第十九条―第二十五条)

第五章 民法の準用(第二十六条)

第六章 登記(第二十七条―第三十三条)

第七章 罰則(第三十四条・第三十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、中小企業等に対する投資事業を行うための組合契約であつて、無限責任組合員と有限責任組合員との別を約するものに関する制度を確立することにより、円滑な資金供給を通じて中小企業等の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図り、もつて我が国の経済活力の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業等」とは、中小企業者(中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条各号に掲げるものをいう。)

に該当する株式会社その他の株式会社であつて次の各号のいずれかに該当するもののうち、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条

第十一項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録簿に登録されていない株式を発行する株式会社をいう。

一 資本の額が五億円以下のも

二 常時使用する従業員の数が千人以下のもの

三 最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が二百億円以下のもの

四 前事業年度において試験研究費その他政令で定める費用の合計額が政令で定める収入金額に対する割合が政令で定める割合を超えるもの又は設立の日以後一年を経過していないものであつて、常勤の研究者の数が政令で定める数以上であり、かつ、当該研究者の数の

常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が政令で定める割合以上であるもの

この法律において「中小企業等投資事業有限責任組合」とは、次条第一項の中小企業等投資事業有限責任組合契約によつて成立する無限責任組合員及び有限責任組合員からなる組合をいう。

2

第三條 中小企業等投資事業有限責任組合契約(以下「組合契約」という。)は、各当事者が出資を行い、共同で次に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約することにより、その効力を生ずる。

(中小企業等投資事業有限責任組合契約)

一 中小企業等の設立に際して発行する株式の取得及び保有

二 中小企業等の発行する株式、転換社債(その転換により発行された株式を含む。以下この項において同じ。)又は新株引受権付社債の取得及び保有

三 前二号の規定により中小企業等投資事業有限責任組合(以下「組合」という。)がその株式、転換社債又は新株引受権付社債を保有している株式会社(中小企業等を除く。次号において同じ。)の発行する株式、転換社債又は新株引受権付社債の取得及び保有

四 中小企業等又は前号の株式会社の所有する工業所有権又は著作権の取得及び保有(これらの権利に関して利用を許諾することを含む。)

五 前各号の規定により組合がその株式、転換社債、新株引受権付社債、工業所有権又は著作権を保有している株式会社に對して経営又は技術の指導を行う事業

六 次に掲げる事業であつて、政令で定めるところにより、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度において行うもの

イ 外国法人であつて、その発行する株式が証券取引法第二条第十一項に規定する証券取引所及びこれに類似するものであつて外国に所在するものに上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録簿及びこれに類似するものであつて外国に備えられるものに登録されていらないものの発行する株式、転換社債、新株引受権付社債又はこれらに類似するものの取得及び保有

ロ 組合又は外国に所在する組合に類似する

団体に対する出資

七 組合契約の目的を達成するため、政令で定める方法により行う業務上の余裕金の運用

2 中小企業等投資事業有限責任組合契約書(以下「組合契約書」という。)には、次の事項を記載し、各組合員はこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

一 組合の事業

二 組合の名称

三 組合の事務所の所在地

四 組合員の氏名又は名称及び住所並びに無限責任組合員と有限責任組合員との別

五 出資一口の金額

六 組合契約の効力が発生する年月日

七 組合の存続期間

3 組合に対してする通知又は催告は、組合の事務所の所在地又は無限責任組合員の住所においてすれば足りる。

4 組合員の数の合計は、政令で定める数を超えてはならない。

(登記)

第四条 この法律の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

2 この法律の規定により登記を必要とする事項について、故意又は過失により不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもって善意の第三者に対抗することができない。

(名称)

第五条 組合には、その名称中に投資事業有限責任組合という文字を用いなければならない。

2 何人も、組合でないものについて、その名称中に投資事業有限責任組合という文字を用いてはならない。

3 組合の名称については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第十九条から第二十一条まで(商号)の規定を準用する。

4 有限責任組合員は、その氏、氏名又は名称を組合の名称中に用いることを許諾したときは、

その使用以後に生じた組合の債務については、無限責任組合員と同一の責任を負う。

第二章 組合員の権利及び義務

(組合員の出資)

第六条 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

2 組合員は、金銭その他の財産のみをもって出資の目的とすることができる。

3 出資一口の金額は、均一でなければならない。

(業務執行の方法等)

第七条 組合の業務は、無限責任組合員がこれを執行する。

2 無限責任組合員が数人あるときは、組合の業務の執行は、その過半数をもって決する。

3 組合の常務は、前項の規定にかかわらず、各無限責任組合員が単独でこれを行うことができる。ただし、その終了前に他の無限責任組合員が異議を述べたときは、この限りでない。

4 無限責任組合員が第三条第一項に掲げる事業以外の行為を行った場合は、組合員は、これを追認することができない。無限責任組合員以外の者が同項に掲げる事業以外の行為を行った場合も、同様とする。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第八条 無限責任組合員は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び業務報告書並びにこれらの附属明細書(第三項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 前項の場合においては、無限責任組合員は、組合契約書及び公認会計士(外国公認会計士を含む。)又は監査法人の意見書(業務報告書及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。次項において同じ。)を併せて備えて置かなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、営業時間内は、いつでも、財務諸表等並びに前項の組合契約書

及び意見書の閲覧又は謄写を請求することができる。

(組合員の責任)

第九条 無限責任組合員が数人あるときは、各無限責任組合員は組合の債務について連帯して責任を負う。

2 有限責任組合員は、その出資の価額を限度として組合の債務を弁済する責任を負う。

3 有限責任組合員に組合の業務を執行する権限があった場合には、前項の規定にかかわらず、当該有限責任組合員は、その誤認に基づき組合と取引をした者に対し無限責任組合員と同一の責任を負う。

(財産分配の制限)

第十条 組合財産は、貸借対照表上の純資産額を超えて、これを分配することができない。

2 有限責任組合員は、前項の規定に反して分配を受けた場合は、当該分配を受けた金額の範囲内において、組合の債務を弁済する責任を負う。ただし、有限責任組合員が当該分配を受けた時から五年を経過したときは、この限りでない。

第三章 組合員の脱退

(任意脱退)

第十一条 各組合員は、やむを得ない場合を除いて、組合を脱退することができない。

(非任意脱退)

第十二条 前条に規定する場合のほか、組合員は、次の事由によって脱退する。

一 死亡

二 破産

三 禁治産

四 除名

第四章 組合の解散及び清算

(解散の事由)

第十三条 組合は、次の事由によって解散する。ただし、第二号に掲げる事由による場合にあっては、その事由が生じた日から一週間以内で

あって解散の登記をする日までに、残存する組合員の一致によって新たに無限責任組合員又は有限責任組合員を加えたときは、この限りでない。

一 目的たる事業の成功又はその成功の不能

二 無限責任組合員又は有限責任組合員の全員の脱退

三 存続期間の満了

四 組合契約で第三号に掲げる事由以外の解散の事由を定めたときは、その事由の発生

(清算人)

第十四条 組合が解散したときは、無限責任組合員がその清算人となる。ただし、総組合員の過半数をもって他人を選任したときは、この限りでない。

(清算人の業務執行方法)

第十五条 清算人が数人あるときは、第七条第二項及び第三項の規定を準用する。

第五章 民法の準用

(民法の準用)

第十六条 組合については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十八條(組合財産の共有)、第六百六十九條(金銭出資滞滞者の責任)、第六百七十一條から第六百七十四條まで(委任の規定の準用、業務執行者の辞任又は解任、組合員の業務及び財産の状況の検査権並びに組合員の損益分配の割合)、第六百七十六條(組合員の持分処分制限及び組合財産分割の禁止)、第六百七十七條(組合債務者の相続の禁止)、第六百八十条(除名)、第六百八十一条(脱退組合員の持分の払戻し)、第六百八十三條(組合員の解散請求)、第六百八十四條(解散の効力の不そ及)、第六百八十七條(組合員である清算人の辞任又は解任及び第六百八十八條(清算人の職務権限及び残余財産の分割方法)の規定を準用する。

第六章 登記

(組合契約の効力の発生登記)

第十七条 組合契約が効力を生じたときは、主た

事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、次の事項を登記しなければならない。

一 第三条第二項第一号、第二号、第六号及び第七号に掲げる事項

二 無限責任組合員の氏名又は名称及び住所

三 組合員の数の合計

四 組合の事務所

五 組合契約で第十三条第一号から第三号までに掲げる事由以外の解散の事由を定めたときは、その事由

(従たる事務所の新設の登記)

第十八条 組合契約の効力の発生の登記後に従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前条に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すれば足りる。

(事務所の移転の登記)

第十九条 組合が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第十七条に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同条に掲げる事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすれば足りる。

(変更の登記)

第二十条 第十七条に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

週間以内に、変更の登記をしなければならない。

(無限責任組合員の業務執行停止等の登記)

第二十一条 無限責任組合員の業務の執行を停止し、若しくはその業務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(解散の登記)

第二十二条 組合が解散したときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、解散の登記をしなければならない。

(清算人の登記)

第二十三条 無限責任組合員が清算人となつたときは、解散の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算人の氏名又は名称及び住所を登記しなければならない。

2 清算人の選任があつたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算人の氏名又は名称及び住所を登記しなければならない。

3 第二十条の規定は前二項の規定による登記に、第二十一条の規定は清算人について準用する。

(清算終了の登記)

第二十四条 組合の清算が終了したときは、清算終了の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算終了の登記をしなければならない。

(管轄登記所及び登記簿)

第二十五条 組合契約の登記に関する事務は、組合の事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてつかさどる。

2 登記所に、中小企業等投資事業有限責任組合契約登記簿を備える。

(登記の申請)

第二十六条 第十七条から第二十条までの規定による登記は無限責任組合員の申請によって、第二十一条から第二十四条までの規定による登記は清算人の申請によってする。

2 前項の登記の申請をする無限責任組合員又は清算人が法人であるときは、申請書に当該法人の代表者の資格を証する書面を添付しなければならない。

(組合契約の効力の発生の登記の添付書面)

第二十七条 組合契約の効力の発生の登記の申請書には、組合契約書を添付しなければならない。

(変更の登記の添付書面)

第二十八条 事務所の新設若しくは移転又は第十七条に掲げる事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設若しくは移転又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

(解散の登記の添付書面)

第二十九条 解散の登記の申請書には、その事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

(清算人の登記の添付書面)

第三十条 総組合員の過半数をもって選任した清算人の登記の申請書には、総組合員の過半数の一致があつたことを証する書面及びその者が受任したことを証する書面を添付しなければならない。

(清算人の登記の変更の登記の添付書面)

第三十一条 清算人の退任による変更の登記の申請書には、退任を証する書面を添付しなければならない。

2 清算人の氏名又は名称及び住所の変更の登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

(清算終了の登記の添付書面)

第三十二条 清算終了の登記の申請書には、組合

財産の処分が完了したことを証する総組合員が作成した書面を添付しなければならない。

(商業登記法の準用)

第三十三条 組合の登記については、商業登記法(昭和三十一年法律第五号)第二十一条から第十八条まで(登記所及び登記官)、第七條から第十四条(第六号を除く)、第二十六條(登記簿等及び登記手続の通則)、第二十七條(類似商号の禁止)、第五十六條から第五十九條まで、第六十一条第一項(台名会社の登記)及び第七百七條から第七百二十條まで(登記の更正及び抹消、電子情報処理組織による登記に関する特例並びに雑則)並びに民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六條(法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の嘱託)の規定を準用する。この場合において、商業登記法第五十六條第三項中「商法第六十四條第一項」とあるのは「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第 号)第十七條」と、民事保全法第五十六條中「法人を代表する者その他法人の役員」とあるのは「中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人」と、「法人の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所」とあるのは「中小企業等投資事業有限責任組合の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替へるものとする。

第七章 罰則

第三十四条 次の場合には、無限責任組合員又は清算人は、百万円以下の過料に処する。

一 この法律に定める登記を怠つたとき。

二 第八条の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

第三十五条 不正の競争の目的で、登記された組合の名称と同一又は類似の名称を使用した者は、二十万円以下の過料に処する。第五条第三項において準用する商法第二十一条第一項の規

定に違反した者も、同様とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第二条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項に次の一号を加える。

五 中小企業等投資事業有限責任組合の有限責任組合員(以下この号において「有限責任

二十二の二 中小企業等投資事業有限責任組合契約の登記

(一) 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第 号)第三条第一項(中小企業等投資事業有限責任組合契約)に規定する中小企業等投資事業有限責任組合契約(以下この号において「組合契約」という。)につきその組合の主たる事務所の所在地において

イ 組合契約の効力の発生を登記する登記(以下に掲げる登記を除く。)

ロ イ、ハ及びニに掲げる登記以外の登記

ハ 登記の更正の登記

ニ 登記の抹消

(二) 組合契約につきその組合の従たる事務所の所在地においてする登記(以下に掲げる登記を除く。)

イ (一)イからハまでに掲げる登記

ロ 登記の抹消

(三) 組合契約につきその組合の主たる事務所又は従たる事務所の所在地においてする清算に係る登記

イ 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第二十三条第一項及び第二項(清算人の登記)の規定による清算人の登記

ロ イ及びハに掲げる登記以外の登記

申請件数	一件につき一万八千円
申請件数	一件につき九千円
申請件数	一件につき六千円
申請件数	一件につき六千円
申請件数	一件につき三千円
申請件数	一件につき二千円
申請件数	一件につき二千円
申請件数	一件につき千円
申請件数	一件につき千円

組合員」といふ。)となり、組合財産として株式を取得し、又は所有する場合。ただし、有限責任組合員が議決権を行使することのできる場合、議決権の行使について有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式を所有することとなつた日から政令で定める期間を超えて当該株式を所有する場合を除く。

(登録免許税法の一部改正)

第三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十二号の次に次の一号を加える。

三月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、出版物再販制の廃止反対に関する請願(第九一四号)

第九一四号 平成十年三月十九日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 福岡県久留米市諏訪野町二、七四

〇ノ三〇六 都渡正淳 外九名

紹介議員 畑 恵君

この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。

平成十年四月六日印刷

平成十年四月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局